

料金表(ラポールもろはた福祉)

下記の料金表によって、ご契約者の障がい者区分に応じた1日当たりの利用料金
(サービスの利用料金は、ご契約者の負担上限月額によって異なります。)

区 分	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
単 位 数	498 単位	570 単位	634 単位	767 単位	903 単位
自己負担額	498 円	570 円	634 円	767 円	903 円

※負担上限月額によって異なります。

加算	単位数	自己負担額
短期利用加算	30	30円(1年間30日まで)
食事提供体制加算	48	48円
栄養士配置加算(Ⅰ)	22	22円
緊急短期入所受入加算(Ⅰ)	180	180円
送迎加算(車両等の都合により、ご希望に添えない場合があります。)	1回あたり片道 186単位	自己負担額186円
短期処遇改善加算(Ⅰ)	一ヶ月ご利用の総単位数×6.9%	
介護職員等処遇改善体制加算Ⅰ	一ヶ月ご利用の総単位数×8.1%	
介護職員等特定つ処遇改善加算	一ヶ月ご利用の総単位数×2.1%	
福祉職員等ベースアップ支援加算	一ヶ月ご利用の総単位数×2.8%	

* 単位数 自己負担額※緊急に利用を開始した日から起算して7日(利用者の日常生活上の世話を
行う家族の疾病等やむを得ない事情により、7日以内に適切な方策が立てられない場合はその状況
を記録した上で14日)を限度とする。

◎ご契約者の希望により、送迎サービスを利用できます。(送迎範囲…南丹市内)

◎送迎可能時間 9:00 ~ 17:00

負担上限月額に変更があった場合、変更された額に合わせてご契約者の負担額を変更します。

障がい福祉サービスの給付対象とならないサービス

〈サービスの概要と利用料金〉

短期入所を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣の定める基準によるものとし、当該短期入所
が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受ける
ものとする。滞在費及び食費については、障がい福祉サービス受給者証に負担上限等の認定を受けてい
る入所者の場合は、その認定証に記載された金額を1日当りの料金とする。

実費請求分

施設において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、
入所者に負担させることが適当と認められる費用の額の支払を入所者から徴収する。

下記に掲げる費用の支払を受ける場合には、入所者又はその家族に対して事前に文書で説明した上
で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。なお、やむを得ないにより当
該内容及び費用の変更がある場合には、予め利用者又はその家族に対し説明を行い、同意を得ること
とする。

滞在費	1日当り 2,006円 (居室費及び光熱水費相当分)		
食費	1日当り 1,445円 (食材料費及び調理費)		
	朝食316円	昼食606円	夕食523円
おやつ代 (希望の方)	110円		
日用品代	実費		
別途電気代	電気機器1品につき1日30円 (電気機器は契約者所有の物を使用してください。)		
テレビ貸出	1日110円 (電気代込み)		
サークル・レクリエーション費用	実費		
複写物の交付	料金：一枚につき 10円 ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます		
送迎サービス	10km以上20km未満 500円 20km以上 1,000円 ご契約者の希望により、ご自宅と施設間の送迎を行います。 但し、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、送迎費実費をご負担頂きます。		
衣服貸出 (必要な場合)	1日100円		

*居室と食費に係る費用については、社会状況に応じて変更することがあります。
その場合は、事前に文書にてお知らせします。

⑦日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用で、ご契約者にご負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。
その場合、事前に変更の内容と変更する事由についてはご説明します。

◎おむつ代は障がい福祉サービスの給付対象となっていますので、ご負担の必要はありません。

◎日常の衣類等は、持参して頂きますが、当施設におきましても衣類等の貸出をしています。
但し、利用料として1日100円が必要です。